

# 浜松市中心市街地活性化基本計画

## 静岡県浜松市

認定	平成 27 年 1 月 22 日
第 1 回変更	平成 27 年 7 月 31 日
第 2 回変更	平成 28 年 3 月 15 日
第 3 回変更	平成 29 年 7 月 28 日
第 4 回変更	平成 31 年 3 月 26 日



## 目次

◇	基本計画の名称	1
◇	作成主体	1
◇	計画期間	1
1	中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
〔1〕	浜松市の概要	1
(1)	概要	1
(2)	地勢	2
(3)	歴史	2
(4)	産業	3
(5)	商業	6
〔2〕	中心市街地の概要	7
(1)	中心市街地の成り立ち	7
(2)	中心市街地の現状	8
(3)	地域住民のニーズ等の把握	33
〔3〕	前計画の検証	43
(1)	前計画の概要	43
(2)	事業の進捗状況	44
(3)	主な事業の実施状況	46
(4)	目標値の推移とその検証	57
(5)	前計画の総括	64
〔4〕	中心市街地活性化の方向性	66
(1)	人口減少・超高齢社会に向けた取り組み	66
(2)	総合計画など本市における中心市街地の役割	69
(3)	中心市街地の課題	72
〔5〕	中心市街地活性化の基本的方針	75
(1)	基本的方針	75
2	中心市街地の位置及び区域	
〔1〕	位置	78
○	位置設定の考え方	
	位置図	

〔2〕 区域	79
○ 区域設定の考え方	
区域図	
〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明	81
第1号要件	
第2号要件	
第3号要件	
<b>3 中心市街地活性化の目標</b>	
〔1〕 中心市街地の基本目標	88
(1) 来たい都心(まち)～にぎわいのある魅力あふれる空間の創出～	89
(2) 住みたい都心(まち)～快適な都心生活空間の創出～	90
(3) 参加したい都心(まち)～市民協働による浜松型都心経営モデル～	91
〔2〕 計画期間の考え方	94
〔3〕 目標実現に向けた主な事業展開	94
〔4〕 数値目標の設定	97
(1) 来たい都心～にぎわいのある魅力溢れる空間の創出～の数値目標	97
★歩行者通行量(休日)	
★公共施設入場者数	
(2) 住みたい都心～快適な都心生活空間の創出～の数値目標	105
★中心市街地の居住人口	
(3) 参加したい都心～市民協働による浜松型都心経営モデル～の数値目標	108
★空き店舗区画数	
★〈参考指標〉法人数	
<b>4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</b>	
〔1〕 市街地の整備改善の必要性	114
〔2〕 具体的事業の内容	115
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	115
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置	115
に関連する事業	
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な	116
支援措置に関連する事業	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	119
(4) 国の支援がないその他の事業	120
<b>5 都市福利施設を整備する事業に関する事項</b>	
〔1〕 都市福利施設を整備の必要性	121
〔2〕 具体的事業の内容	121
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	121
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置 に関連する事業	122
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な 支援措置に関連する事業	122
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	123
(4) 国の支援がないその他の事業	123
<b>6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項</b>	
〔1〕 街なか居住の推進の必要性	126
〔2〕 具体的事業の内容	127
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	127
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置 に関連する事業	127
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な 支援措置に関連する事業	128
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	128
(4) 国の支援がないその他の事業	128
<b>7 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項</b>	
〔1〕 経済活力の向上の必要性	129

〔2〕 具体的事業の内容	130
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	130
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置 に関連する事業	130
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な 支援措置に関連する事業	136
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	137
(4) 国の支援がないその他の事業	137
8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	146
〔2〕 具体的事業の内容	146
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	146
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置 に関連する事業	146
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な 支援措置に関連する事業	147
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	147
(4) 国の支援がないその他の事業	148
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	150
9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	151
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	153
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	163
10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	174
〔2〕 都市計画手法の活用	174
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	175
〔4〕 都市機能の集積のための事業等	179

1 1	その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
	〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	180
	〔2〕都市計画との調和等	181
	〔3〕その他の事項	183
1 2	認定基準に適合していることの説明	
	第1号基準	184
	第2号基準	184
	第3号基準	184

**【参考資料】**